# 通知預金規定

#### 1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳または証書を持参してください。

#### 2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

#### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または該当の預金証書と引換えに当店で返却します。

#### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行の店頭に掲示する利率によって計算します。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1万円とします。

### 5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書または証書裏面に届出の印章により押印して当店に提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

## 6. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) この通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 7. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳、証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

## 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 第2条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険 事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期 限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債 務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保 するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2023年9月15日改定